【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年６月29日
【会社名】	株式会社ニチリョク
【英訳名】	NICHIRYOKU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼社長執行役員　寺村　久義
【本店の所在の場所】	東京都杉並区上井草一丁目33番５号
【電話番号】	（03）3395－3001
【事務連絡者氏名】	専務取締役兼専務執行役員　矢田　欣也
【最寄りの連絡場所】	東京都杉並区上井草一丁目33番５号
【電話番号】	（03）3395－3001
【事務連絡者氏名】	専務取締役兼専務執行役員　矢田　欣也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成28年６月27日開催の当社第50期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年６月27日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当金を当社普通株式１株につき７円50銭とする。

第２号議案　定款一部変更の件

① 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）について事業目的を追加する。

② 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90条）が平成27年５月１日に施行され、新たに社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第43条（監査役の責任免除）第２項の一部を変更する。

第３号議案　取締役５名選任の件

取締役として、寺村久義、寺村公陽、矢田欣也、村木昌彦、宮下利明の５氏を選任する。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役として、宮﨑芳光、藤原道夫の２氏を選任する。

第５号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役に対し、一定の基準に従って退職慰労金を贈呈する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第１号議案	8,539	12	0	（注）１	可決（94.71%）
第２号議案	8,533	18	0	（注）２	可決（94.65%）
第３号議案				（注）３	
寺村　久義	8,511	35	0		可決（94.40%）
寺村　公陽	8,514	32	0		可決（94.44%）
矢田　欣也	8,515	31	0		可決（94.45%）
村木　昌彦	8,514	32	0		可決（94.44%）
宮下　利明	8,512	34	0		可決（94.42%）
第４号議案				（注）３	
宮﨑　芳光	8,527	19	0		可決（94.58%）
藤原　道夫	8,523	23	0		可決（94.54%）
第５号議案	8,489	62	0	（注）１	可決（94.16%）

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。